

# 議 事 日 程

平成 2 9 年 第 5 回定例会  
5 月 1 8 日 (木) 午後 1 時 3 0 分  
五所川原市金木庁舎 4 階 第 1 会議室

- 第 1 開会
- 第 2 会議録署名委員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 前回会議録の承認 (第 4 回定例会)
- 第 5 教育長の報告
- 第 6 付議案件
  - 1 議案第 2 4 号 五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
  - 2 議案第 2 5 号 五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
  - 3 議案第 2 6 号 五所川原市教育支援委員会専門員の決定について
  - 4 議案第 2 7 号 五所川原市学校給食運営委員会委員の決定について
- 第 7 その他

---

※ 次回定例会開催予定日 平成 2 9 年 6 月 1 5 日 (木) 午後 3 時 0 0 分  
五所川原市中央公民館 2 階 第 3 会議室

平成 2 9 年

五所川原市教育委員会  
第 5 回 定 例 会

五所川原市教育委員会

## 目 次

### 付議案件

- 1 議案第24号 五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定  
について . . . . . P 1
- 2 議案第25号 五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規  
則の制定について . . . . . P 13
- 3 議案第26号 五所川原市教育支援委員会専門員の決定について . . . . . P 22
- 4 議案第27号 五所川原市学校給食運営委員会委員の決定について . . . . . P 24

議案第24号

五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例を平成29年五所川原市議会第2回定例会に五所川原市長名において提出するため、これを提案する。

平成29年5月18日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

市の体育施設に五所川原市漆川体育館を追加するため提案するものである。

五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例（案）

五所川原市体育施設設置条例（平成17年五所川原市条例第209号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第3号中「第4条各号」を「第4条第1項各号」に改める。

別表第1都市公園以外に設置される体育施設の表に次のように加える。

五所川原市漆川体育館	五所川原市大字漆川字鍋懸 150 番地 30
------------	------------------------

別表第2都市公園以外に設置される体育施設の表に次のように加える。

五所川原市漆川体育館

(1) 競技場

区分		使用料	
主競技場	アマチュアスポーツ に使用する場合	児童、生徒	200 円／時間
		一般	300 円／時間
	アマチュアスポーツ 以外に使用する場合	営利を目的としない場合	1,500 円／時間
		営利を目的とする場合	3,500 円／時間
多目的室		営利を目的としない場合	200円／時間
		営利を目的とする場合	800円／時間

(2) 照明

区分	使用料
主競技場	250 円／時間
多目的室	100 円／時間

(3) 備品

区分	使用料
バスケット板（1 対）	50 円／時間
バレーボール支柱（ネット・審判台）	50 円／時間
バドミントン支柱（ネット）	50 円／時間
卓球台（ネット）	50 円／時間

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

○五所川原市体育施設設置条例（平成17年五所川原市条例第209号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																				
<p>（指定管理者が行う業務の範囲）</p> <p>第10条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>第4条第1項各号</u>に規定する業務を行うこと。</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>五所川原市都市公園設置条例（平成17年五所川原市条例第178号）に規定する五所川原市都市公園（以下「都市公園」という。）内に公園施設として設置される体育施設</p> <p>略</p> <p>都市公園以外に設置される体育施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>五所川原市金木相撲場</td> <td>五所川原市金木町芦野234番地1</td> </tr> <tr> <td>五所川原市漆川体育館</td> <td>五所川原市大字漆川字鍋懸150番地</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">30</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第8条、第9条関係）</p> <p>都市公園内に設置される体育施設</p> <p>略</p> <p>都市公園以外に設置される体育施設</p> <p>略</p> <p>五所川原市金木相撲場</p> <p>略</p> <p>五所川原市漆川体育館</p> <p>(1) 競技場</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アマチュア 児童、生徒</td> <td style="text-align: center;">200円/時間</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		五所川原市金木相撲場	五所川原市金木町芦野234番地1	五所川原市漆川体育館	五所川原市大字漆川字鍋懸150番地		30	区分	使用料	アマチュア 児童、生徒	200円/時間	<p>（指定管理者が行う業務の範囲）</p> <p>第10条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>第4条各号</u>に規定する業務を行うこと。</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>五所川原市都市公園設置条例（平成17年五所川原市条例第178号）に規定する五所川原市都市公園（以下「都市公園」という。）内に公園施設として設置される体育施設</p> <p>略</p> <p>都市公園以外に設置される体育施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>五所川原市金木相撲場</td> <td>五所川原市金木町芦野234番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第8条、第9条関係）</p> <p>都市公園内に設置される体育施設</p> <p>略</p> <p>都市公園以外に設置される体育施設</p> <p>略</p> <p>五所川原市金木相撲場</p> <p>略</p>	名称	位置	略		五所川原市金木相撲場	五所川原市金木町芦野234番地1
名称	位置																				
略																					
五所川原市金木相撲場	五所川原市金木町芦野234番地1																				
五所川原市漆川体育館	五所川原市大字漆川字鍋懸150番地																				
	30																				
区分	使用料																				
アマチュア 児童、生徒	200円/時間																				
名称	位置																				
略																					
五所川原市金木相撲場	五所川原市金木町芦野234番地1																				

改正後			改正前
主競技場	アスポー		
	ツに使用	一般	300円/時間
	する場合		
	アマチュ	営利を目的としない	1,500円/時間
	アスポー	場合	
ツ以外に	営利を目的とする場	3,500円/時間	
	使用する	場合	
多目的室	営利を目的としない	200円/時間	
	場合		
	営利を目的とする場	800円/時間	
	場合		
(2) 照明			
	区分	使用料	
主競技場		250円/時間	
多目的室		100円/時間	
(3) 備品			
	区分	使用料	
バスケット板 (1対)		50円/時間	
バレーボール支柱 (ネット・審判台)		50円/時間	
バドミントン支柱 (ネット)		50円/時間	
卓球台 (ネット)		50円/時間	

○五所川原市体育施設設置条例

平成17年9月30日五所川原市条例第209号

改正

平成19年3月30日五所川原市条例第30号  
 平成20年3月17日五所川原市条例第12号  
 平成22年7月5日五所川原市条例第20号  
 平成27年12月21日五所川原市条例第37号

五所川原市体育施設設置条例

（設置）

**第1条** 市民の体育、スポーツ及びレクリエーション活動の振興を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、五所川原市体育施設を設置する。

（名称及び位置）

**第2条** 五所川原市体育施設（以下「体育施設」という。）の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

**第3条** 削除

（業務）

**第4条** 教育委員会は、体育施設の設置目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- （1） スポーツ活動の使用に供すること。
- （2） 競技会及びスポーツ教室等の行事を開催すること。
- （3） 文化活動及びレクリエーション活動の使用に供すること。
- （4） スポーツ活動、文化活動及びレクリエーション活動を促進するため、講習会及び研修会等の事業を行うこと。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、体育施設の設置目的を達成するために必要な業務

2 教育委員会は、前項各号に掲げる業務を行うに支障のない限り、設置目的以外の目的のために体育施設を使用させることができる。

（使用の申請及び許可）

**第5条** 別表第1に掲げる体育施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に使用の申請をし、許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に当たり体育施設の管理上必要な条件を付すことができる。

（使用の制限）

**第6条** 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、別表第1に掲げる体育施設の使用を許可しない。

- （1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- （2） 体育施設又はその附属設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不相当と認めるとき。

（使用許可の取消し等）

**第7条** 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、別表第1に掲げる体育施設の使用の許可を取り消し、又は使用を停止させ、若しくは使用条件を変更することができる。

- （1） 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- （2） 使用者が虚偽の申請により使用の許可を得たとき。
- （3） 使用許可の後に、前条各号のいずれかに該当すると教育委員会が認めるとき。
- （4） 公益上やむを得ない事由が発生したとき。

（使用料）

**第8条** 体育施設の使用料は、別表第2のとおりとする。ただし、市長が公益上又はその他の理由により必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。

3 既に納付した使用料は還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由により使用することができない場合には、使用料の全部又は一部を還付する。



(指定管理者による管理)

**第9条** 教育委員会は、必要があると認めるときは、別表第1に掲げる体育施設の全部又は一部の管理を五所川原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年五所川原市条例第65号)第4条に規定する手続により指定された指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 教育委員会は、指定管理者に体育施設の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させる。

3 体育施設の利用料金は、別表第2のとおりとする。

4 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに教育委員会の指示に従い、体育施設の管理運営を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

**第10条** 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 体育施設の利用(指定管理者が施設を管理する場合の施設の使用をいう。以下同じ。)の許可(以下この項において「許可」という。)を行うこと。

(2) 許可を拒み、又は許可を取り消し、利用を停止し、若しくは利用条件を変更すること。

(3) 第4条各号に規定する業務を行うこと。

(4) 利用料金を收受すること。

(5) 利用料金を還付すること。

(6) 体育施設及び体育施設の備品等の維持管理に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、体育施設の管理運営に関すること(市長のみの権限に属する事務を除く。)

2 指定管理者は、前項第2号の業務を行う場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(指定管理者が行う管理の基準)

**第11条** この条例に定めるもののほか、指定管理者が行う体育施設の管理の基準は、教育委員会規則で定める。

(委任)

**第12条** この条例に定めるもののほか、体育施設の管理運営に関し必要な事項は教育委員会規則で定める。

2 この条例に定めるもののほか、体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合の当該管理に関し必要な事項は、教育委員会と指定管理者との協議により定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市民体育館設置条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 五所川原市民体育館設置条例(平成17年五所川原市条例第92号)

(2) 五所川原市つがる克雪ドーム設置条例(平成17年五所川原市条例第93号)

(3) 五所川原市陸上競技場設置条例(平成17年五所川原市条例第94号)

(4) 五所川原市嘉瀬スキー場設置条例(平成17年五所川原市条例第95号)

(5) 五所川原市B&G海洋センター設置条例(平成17年五所川原市条例第96号)

(6) 五所川原市金木運動公園設置条例(平成17年五所川原市条例第97号)

(7) 五所川原市金木トレーニングセンター設置条例(平成17年五所川原市条例第131号)

(8) 五所川原市山村広場設置条例(平成17年五所川原市条例第135号)

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、五所川原市民体育館設置条例、五所川原市つがる克雪ドーム設置条例、五所川原市陸上競技場設置条例、五所川原市嘉瀬スキー場設置条例、五所川原市B&G海洋センター設置条例、五所川原市金木運動公園設置条例、五所川原市金木トレーニングセンター設置条例及び五所川原市山村広場設置条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為

は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に存する当該施設の管理委託契約については、なお従前の例による。

**附 則**（平成19年3月30日五所川原市条例第30号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年3月17日五所川原市条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（五所川原市勤労者総合スポーツ施設設置条例の廃止）

2 五所川原市勤労者総合スポーツ施設設置条例（平成17年五所川原市条例第171号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の日の前日までに、廃止前の五所川原市勤労者総合スポーツ施設設置条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例による改正後の五所川原市体育施設設置条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に改正前の五所川原市体育施設設置条例第5条第1項の規定又は廃止前の五所川原市勤労者総合スポーツ施設設置条例第4条第1項の規定により使用許可を受けている者に関する当該許可に係る体育施設の使用料については、改正後の五所川原市体育施設設置条例第8条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成22年7月5日五所川原市条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成27年12月21日五所川原市条例第37号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の五所川原市体育施設設置条例（以下「改正前条例」という。）第5条第1項の規定による使用の許可を受けている者に関する当該許可に係る体育施設の使用料（改正前条例第9条第1項の規定による指定管理者が体育施設を管理する場合にあっては利用料金）については、改正後の五所川原市体育施設設置条例第8条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**別表第1**（第2条関係）

五所川原市都市公園設置条例（平成17年五所川原市条例第178号）に規定する五所川原市都市公園（以下「都市公園」という。）内に公園施設として設置される体育施設

名称	位置
五所川原市民体育館	五所川原市字栄町20番地の1
五所川原市営球場	五所川原市字不魚住10番1
五所川原市営庭球場	五所川原市字不魚住10番1
五所川原市営ゲートボール場	五所川原市岩木川河川敷
球技場	五所川原市岩木川河川敷
市民プール	五所川原市字幾世森192番1

都市公園以外に設置される体育施設

名称	位置
五所川原市B & G海洋センター金木（プール）	五所川原市金木町芦野84番地999
五所川原市B & G海洋センター市浦（体育館）	五所川原市相内岩井81番地385
五所川原市B & G海洋センター市浦（艇庫）	五所川原市相内岩井81番地386
五所川原市嘉瀬スキー場	五所川原市金木町嘉瀬上端山崎115番地3
五所川原市金木運動公園	五所川原市金木町川倉七夕野84番地959
五所川原市山村広場	五所川原市相内岩井81番地87号

五所川原市つがる克雪ドーム	五所川原市大字唐笠柳字藤巻495番地 2
五所川原市弓道場	五所川原市大字唐笠柳字藤巻507番地 1
五所川原市勤労者総合スポーツ施設	五所川原市大字唐笠柳字藤巻507番地 6
五所川原市金木相撲場	五所川原市金木町芦野234番地 1

**別表第 2**（第 8 条、第 9 条関係）

都市公園内に設置される体育施設

五所川原市民体育館

（1） 競技場

		区分	使用料
貸切使用	主競技場	アマチュアスポーツに使用する児童、生徒	400円／時間
		一般	600円／時間
	補助競技場	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	3,000円／時間
		営利を目的とする場合	10,000円／時間
個人使用	児童、生徒	1人2時間につき	30円
	一般	(器具使用料含む)	50円

（2） 会議室

区分	使用料
アマチュアスポーツの場合（1室につき）	150円／時間
アマチュアスポーツ以外の場合（1室につき）	300円／時間

（3） 照明

区分	使用料	
主競技場	全灯	2,500円／時間
	5分の3	1,500円／時間
	5分の1	500円／時間
補助競技場	200円／時間	

（4） 暖房

区分	使用料
主競技場	7,000円／時間
補助競技場	200円／基・時間

（5） 備品

区分	使用料
バスケット板（1対）	50円／時間
バスケットゴール（スプリング式）（1対）	10,000円／時間
バスケットボール用電光得点表示板（一式）	300円／時間
テニス支柱（ネット・審判台）	50円／時間
バレーボール支柱（ネット・審判台）	50円／時間
バドミントン支柱（ネット）	50円／時間
卓球台（ネット）	50円／時間

土俵台（一式）	10,000円／日
フットサルゴール（1対）	50円／時間
畳	100円／枚・日
放送設備	1,000円／日
長テーブル	60円／卓・日
椅子	30円／脚・日
温水シャワー	100円／回
フロアシート	200円／枚・日

五所川原市営球場

区分	使用料
スタジアム	600円／時間
本部席	300円／時間

五所川原市営庭球場

区分	使用料
午前9時～午後6時	300円／面・時間
午後6時～午後9時	600円／面・時間

備考 この表の区分に掲げる時間以外に使用する場合の使用料については、直近の当該時間における使用料の額とする。

五所川原市営ゲートボール場

施設区分	使用料
ゲートボール場	無料

球技場

施設区分	使用料
野球場	無料

市民プール

区分	使用料
プール	無料

都市公園以外に設置される体育施設

五所川原市B&G海洋センター金木（プール）

区分	使用料
プール	無料

五所川原市B&G海洋センター市浦（体育館）

(1) 競技場

区分			使用料	
貸切 使用 競技場	主 競	アマチュアスポーツに使用する場合	児童、生徒 200円／時間	
			一般 300円／時間	
	技 場	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	営利を目的としない場合	1,500円／時間
			営利を目的とする場合	3,500円／時間
個人使用	児童、生徒	1人2時間につき (器具使用料含む)	30円	
	一般		50円	

## (2) 照明

区分		使用料
主競技場	全灯	1,250円/時間
	半灯	750円/時間
	4分の1	250円/時間

## (3) 暖房

区分	使用料
主競技場	200円/基・時間

## (4) 備品

区分	使用料
バスケット板 (1対)	50円/時間
バレーボール支柱 (ネット・審判台)	50円/時間
バドミントン支柱 (ネット)	50円/時間
卓球台 (ネット)	50円/時間

## 五所川原市B&amp;G海洋センター市浦 (艇庫)

区分	使用料
カヌー	無料
OPヨット	
ローボート	

## 五所川原市嘉瀬スキー場

施設区分	使用料
リフト	無料
ヒュッテ	

## 五所川原市金木運動公園

## (1) 公園施設

区分		使用料
野球場	スタジアム	600円/時間
	本部席	300円/時間
庭球場	午前9時～午後6時	300円/面・時間
	午後6時～午後9時	600円/面・時間

備考 この表の庭球場の区分に掲げる時間以外に使用する場合は、直近の当該時間における使用料の額とする。

## (2) 管理事務所

区分	使用料
温水シャワー	100円/回
研修室	150円/時間

## 五所川原市山村広場

区分	使用料
広場	450円/時間
照明	500円/時間

五所川原市つがる克雪ドーム

(1) 施設使用

区分					使用料（1時間当たり）			
					大人		高校生以下	
					全面使用	1 / 2 使用	全面使用	1 / 2 使用
多目的グラウンド	入場料その他に類するものを徴収しない場合	営業行為以外に使用する場合	スポーツ活動に使用する場合	土曜日、日曜日及び休日	3,600円	1,800円	1,800円	1,000円
				平日	3,000円	1,500円	1,500円	800円
			スポーツ活動以外に使用する場合	土曜日、日曜日及び休日	14,400円	7,200円	7,200円	3,600円
		平日	12,000円	6,000円	6,000円	3,000円		
		営業行為に使用する場合	土曜日、日曜日及び休日	28,800円	14,400円	—	—	
			平日	24,000円	12,000円	—	—	
	入場料その他に類するものを徴収する場合	営業行為以外に使用する場合	スポーツ活動に使用する場合	土曜日、日曜日及び休日	5,400円	2,700円	2,700円	1,400円
				平日	4,500円	2,300円	2,300円	1,200円
			スポーツ活動以外に使用する場合	土曜日、日曜日及び休日	21,600円	10,800円	10,800円	5,400円
		平日	18,000円	9,000円	9,000円	4,500円		
		営業行為に使用する場合	土曜日、日曜日及び休日	43,200円	21,600円	—	—	
			平日	36,000円	18,000円	—	—	
照明					全面点灯	1 / 2 点灯	全面点灯	1 / 2 点灯
					4,000円	2,000円	2,000円	1,000円
会議室					300円			
多目的室					300円			

(2) 多目的グラウンドの共用使用

区分	使用料	
	大人	高校生以下
多目的グラウンド（1人・1時間当たり）	500円	300円
照明（1時間当たり）	400円	200円

(3) 附属設備・備品使用

備品名	単位	使用料（1時間当たり）	附属設備名	単位	使用料（1時間あたり）
ピッチングマシン（野球用）	1台	400円	スコアボード	一式	1,000円
ピッチングマシン（ソフトボール用）	1台	400円	放送設備等	一式	500円

テニス用品	一式	300円	コンセント	1 k W	50円
ゲートボール用品	一式	300円			
サッカー用品	一式	300円			
グラウンドゴルフ用品	一式	300円			

五所川原市弓道場

区分	使用料
弓道場	30円／時間

五所川原市勤労者総合スポーツ施設

(1) 競技場

区分		使用料
貸切使用	多目的アリーナ (器具使用料を含む。)	全面 300円／時間 半面 150円／時間
	柔道場	150円／時間
個人使用	多目的アリーナ (器具使用料を含む。)	20円／時間
	柔道場	20円／時間

(2) 照明

区分		使用料
多目的アリーナ	全面	200円／時間
	半面	100円／時間
柔道場		100円／時間

(3) 暖房

区分		使用料
多目的アリーナ	全面	200円／時間
	半面	100円／時間
柔道場		100円／時間

五所川原市金木相撲場

区分		使用料
相撲場	営利を目的としない場合	無料
	営利を目的とする場合	3,000円／時間
観覧場	営利を目的としない場合	無料
	営利を目的とする場合	300円／時間

備考

- 1 指定管理者が管理する体育施設に関する本表の適用にあたっては、「使用」とあるのは「利用」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。
- 2 本表中「時間」とは、1時間当たりをいう。使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 3 本表中「半日」とは、4時間当たりをいう。
- 4 本表中「日」とは、8時間当たりをいう。

議案第25号

五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成29年5月18日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

五所川原市体育施設設置条例の改正に伴い、当該規則において一部を改正するものである。



五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則（案）

五所川原市体育施設設置条例施行規則(平成17年五所川原市教育委員会規則第45号)の一部を次のように改正する。

別表第1 都市公園以外に設置される体育施設の表に次のように加える。

五所川原市漆川体育館	12月28日から翌年の1月4日まで
------------	-------------------

別表第2 都市公園以外に設置される体育施設の表に次のように加える。

五所川原市漆川体育館	午前9時から午後9時まで
------------	--------------

様式第1号及び様式第2号中

「

相撲場	相撲場・観覧場
-----	---------

」

を

「

相撲場	相撲場・観覧場
漆川体育館	主競技場・多目的室

」

に改める。

附 則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

○五所川原市体育施設設置条例施行規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第45号）の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前																												
<p>別表第1（第2条関係） 五所川原市都市公園設置条例（平成17年五所川原市条例第178号）に規定する五所川原市都市公園（以下「都市公園」という。）内に公園施設として設置される体育施設 略 都市公園以外に設置される体育施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">休館日（休場日等を含む。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>五所川原市金木相撲場</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>五所川原市漆川体育館</td> <td>12月28日から翌年の1月4日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第3条関係） 都市公園内に公園施設として設置される体育施設 略 都市公園以外に設置される体育施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">使用時間（利用時間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>五所川原市金木相撲場</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>五所川原市漆川体育館</td> <td>午前9時から午後9時まで</td> </tr> </tbody> </table>	名称	休館日（休場日等を含む。）	略		五所川原市金木相撲場	略	五所川原市漆川体育館	12月28日から翌年の1月4日まで	名称	使用時間（利用時間）	略		五所川原市金木相撲場	略	五所川原市漆川体育館	午前9時から午後9時まで	<p>別表第1（第2条関係） 五所川原市都市公園設置条例（平成17年五所川原市条例第178号）に規定する五所川原市都市公園（以下「都市公園」という。）内に公園施設として設置される体育施設 略 都市公園以外に設置される体育施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">休館日（休場日等を含む。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>五所川原市金木相撲場</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第3条関係） 都市公園内に公園施設として設置される体育施設 略 都市公園以外に設置される体育施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">使用時間（利用時間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>五所川原市金木相撲場</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	休館日（休場日等を含む。）	略		五所川原市金木相撲場	略	名称	使用時間（利用時間）	略		五所川原市金木相撲場	略
名称	休館日（休場日等を含む。）																												
略																													
五所川原市金木相撲場	略																												
五所川原市漆川体育館	12月28日から翌年の1月4日まで																												
名称	使用時間（利用時間）																												
略																													
五所川原市金木相撲場	略																												
五所川原市漆川体育館	午前9時から午後9時まで																												
名称	休館日（休場日等を含む。）																												
略																													
五所川原市金木相撲場	略																												
名称	使用時間（利用時間）																												
略																													
五所川原市金木相撲場	略																												

改正後			
様式第1号（第4条関係）			
体育施設使用申請書			
五所川原市教育委員会教育長		年 月 日	
団 体 名 _____			
申 請 者 住 所 _____			
(使用責任者) 氏 名 _____		電話( ) _____	
次のとおり使用したいので申請いたします。			
使 用 目 的			
使 用 日 時		年 月 日( 曜 ) 時 分から 年 月 日( 曜 ) 時 分まで	
使 用 施 設	市 民 体 育 館	主競技場・補助競技場・会議室( )・その他( )	
	菊ヶ丘運動公園	球場・庭球場・その他( )	
	球 技 場 (岩木川河川敷)	野球場A・野球場B・その他( )	
	プ ー ル	市民プール・B&G金木プール・その他( )	
	金 運 動 公 園	野球場・テニスコート・管理事務所(シャワー室・研修室)・その他( )	
	山 村 広 場	広場・その他( )	
	嘉 瀬 ス キ ー 場	リフト・ヒュッテ・その他( )	
	B & G 海洋センター	体育館・船庫・その他( )	
	つがる克雪ドーム	多目的グラウンド(全面・半面)・会議室・多目的室・その他( )	
	弓 道 場		
	勤労者総合スポーツ施設	多目的アリーナ・柔道場・その他( )	
	相 撲 場	相撲場・観覧場	
	漆 川 体 育 館	主競技場・多目的室	
	ス ポ ー ツ 用 具 等		
	使 用 内 容	アマチュアスポーツ アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収 する・しない
使 用 予 定 人 員	選手	人	観覧者
使 用 設 備 備 品	電気使用(有・無) 暖房使用(有・無)	設備使用(有・無) 体育器具使用(有・無)	
備 考 欄			

改正前				
様式第1号（第4条関係）				
体育施設使用申請書				
五所川原市教育委員会教育長		年 月 日		
団 体 名 _____				
申 請 者 住 所 _____				
(使用責任者) 氏 名 _____		電話( ) _____		
次のとおり使用したいので申請いたします。				
使 用 目 的				
使 用 日 時		年 月 日( 曜 ) 時 分から 年 月 日( 曜 ) 時 分まで		
使 用 施 設	市 民 体 育 館	主競技場・補助競技場・会議室( )・その他( )		
	菊ヶ丘運動公園	球場・庭球場・その他( )		
	球 技 場 (岩木川河川敷)	野球場A・野球場B・その他( )		
	プ ー ル	市民プール・B&G金木プール・その他( )		
	金 運 動 公 園	野球場・テニスコート・管理事務所(シャワー室・研修室)・その他( )		
	山 村 広 場	広場・その他( )		
	嘉 瀬 ス キ ー 場	リフト・ヒュッテ・その他( )		
	B & G 海洋センター	体育館・船庫・その他( )		
	つがる克雪ドーム	多目的グラウンド(全面・半面)・会議室・多目的室・その他( )		
	弓 道 場			
	勤労者総合スポーツ施設	多目的アリーナ・柔道場・その他( )		
	相 撲 場	相撲場・観覧場		
	ス ポ ー ツ 用 具 等			
	使 用 内 容	アマチュアスポーツ アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収 する・しない	営利を目的と する・しない
	使 用 予 定 人 員	選手	人	観覧者
使 用 設 備 備 品	電気使用(有・無) 暖房使用(有・無)	設備使用(有・無) 体育器具使用(有・無)		
備 考 欄				

改正後

様式第2号(第4条関係)

体育施設使用許可(不許可)決定書 指令第 号 年 月 日 様 五所川原市教育委員会教育長 ㊟ 申請のあった体育施設の使用について、次のとおり決定します。			
決 定 区 分	許可する・許可しない		
使 用 目 的			
使 用 日 時	年 月 日( 曜) 時 分から 年 月 日( 曜) 時 分まで		
使 用 施 設	市 民 体 育 館	主競技場・補助競技場・会議室( )・その他( )	
	菊ヶ丘運動公園	球場・庭球場・その他( )	
	球 技 場 (岩木川河川敷)	野球場A・野球場B・その他( )	
	プ ー ル	市民プール・B&G金木プール・その他( )	
	金 木 運 動 公 園	野球場・テニスコート・管理事務所(シャワー室・研修室)・その他( )	
	山 村 広 場	広場・その他( )	
	嘉 瀬 ス キ ー 場	リフト・ヒュッテ・その他( )	
	B & G 海 洋 セ ン タ ー	体育館・艇庫・その他( )	
	つ がる 克 雪 ド ー ム	多目的グラウンド(全面・半面)・会議室・多目的室・その他( )	
	弓 道 場		
	勤 労 者 総 合 ス ポ ー ツ 施 設	多目的アリーナ・柔道場・その他( )	
	相 撲 場	相撲場・観覧場	
	漆 川 体 育 館	主競技場・多目的室	
	ス ポ ー ツ 用 具 等		
使 用 内 容	アマチュアスポーツ	入場料を徴収	営利を目的と
	アマチュアスポーツ以外	する・しない	する・しない
使 用 予 定 人 員	選手	観覧者	人
使 用 設 備 備 品	電気使用(有・無)	設備使用(有・無)	
	暖房使用(有・無)	体育器具使用(有・無)	
備 考 欄			

改正前

様式第2号(第4条関係)

体育施設使用許可(不許可)決定書 指令第 号 年 月 日 様 五所川原市教育委員会教育長 ㊟ 申請のあった体育施設の使用について、次のとおり決定します。			
決 定 区 分	許可する・許可しない		
使 用 目 的			
使 用 日 時	年 月 日( 曜) 時 分から 年 月 日( 曜) 時 分まで		
使 用 施 設	市 民 体 育 館	主競技場・補助競技場・会議室( )・その他( )	
	菊ヶ丘運動公園	球場・庭球場・その他( )	
	球 技 場 (岩木川河川敷)	野球場A・野球場B・その他( )	
	プ ー ル	市民プール・B&G金木プール・その他( )	
	金 木 運 動 公 園	野球場・テニスコート・管理事務所(シャワー室・研修室)・その他( )	
	山 村 広 場	広場・その他( )	
	嘉 瀬 ス キ ー 場	リフト・ヒュッテ・その他( )	
	B & G 海 洋 セ ン タ ー	体育館・艇庫・その他( )	
	つ がる 克 雪 ド ー ム	多目的グラウンド(全面・半面)・会議室・多目的室・その他( )	
	弓 道 場		
	勤 労 者 総 合 ス ポ ー ツ 施 設	多目的アリーナ・柔道場・その他( )	
	相 撲 場	相撲場・観覧場	
	ス ポ ー ツ 用 具 等		
	使 用 内 容	アマチュアスポーツ	入場料を徴収
アマチュアスポーツ以外		する・しない	する・しない
使 用 予 定 人 員	選手	観覧者	人
使 用 設 備 備 品	電気使用(有・無)	設備使用(有・無)	
	暖房使用(有・無)	体育器具使用(有・無)	
備 考 欄			

○五所川原市体育施設設置条例施行規則

平成17年9月30日五所川原市教育委員会規則第45号

改正

平成19年3月30日五所川原市教育委員会規則第3号  
 平成20年3月27日五所川原市教育委員会規則第8号  
 平成22年7月5日五所川原市教育委員会規則第4号  
 平成28年2月19日五所川原市教育委員会規則第1号

五所川原市体育施設設置条例施行規則

（趣旨）

**第1条** この規則は、五所川原市体育施設設置条例（平成17年五所川原市条例第209号。以下「条例」という。）第11条及び第12条第1項の規定に基づき、五所川原市体育施設（以下「体育施設」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（休館日）

**第2条** 体育施設の休館日（休場日等を含む。以下同じ。）は、別表第1のとおりとする。

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、休館日を変更し、又は臨時に体育施設を休館（休場を含む。）することができる。

3 条例第9条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が休館日を変更し、又は臨時に施設を休館するときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

（使用時間）

**第3条** 体育施設の使用時間（指定管理者が施設を管理する場合には利用時間）は、別表第2のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 指定管理者が利用時間を変更するときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

（使用申請）

**第4条** 条例第5条第1項の規定により体育施設の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、体育施設使用申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 体育施設のうち有料施設の個人使用（当該体育施設の貸切使用を除く。次項において同じ。）にあつては、前項の規定にかかわらず、申請者の使用料の納入をもって条例第5条の許可を得たものとみなす。

3 体育施設のうち無料施設の個人使用にあつては、第1項の規定にかかわらず、申請者は教育委員会が別に定める方法により条例第5条の許可を得るものとする。

4 教育委員会は、第1項の申請書を受理し、その可否を決定したときは、申請者に対して体育施設使用許可（不許可）決定書（様式第2号）を交付する。

（使用料の減免）

**第5条** 条例第8条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、体育施設使用料減免申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書を受理し、その可否を決定したときは、申請者に対して体育施設使用料減免許可（不許可）決定書（様式第4号）を交付する。

（遵守事項）

**第6条** 体育施設を使用する者（指定管理者が施設を管理する場合には体育施設を利用する者）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設又は設備以外を使用しないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 職員の施設管理上の指示に従うこと。

（補則）

**第7条** この規則に定めるもののほか、体育施設の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(五所川原市民体育館設置条例施行規則等の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
  - (1) 五所川原市民体育館設置条例施行規則(平成17年五所川原市教育委員会規則第26号)
  - (2) 五所川原市つがる克雪ドーム設置条例施行規則(平成17年五所川原市教育委員会規則第27号)
  - (3) 五所川原市陸上競技場設置条例施行規則(平成17年五所川原市教育委員会規則第28号)
  - (4) 五所川原市嘉瀬スキー場設置条例施行規則(平成17年五所川原市教育委員会規則第30号)
  - (5) 五所川原市B & G海洋センター設置条例施行規則(平成17年五所川原市教育委員会規則第31号)
  - (6) 五所川原市金木運動公園設置条例施行規則(平成17年五所川原市教育委員会規則第32号)
  - (7) 五所川原市金木トレーニングセンター設置条例施行規則(平成17年五所川原市教育委員会規則第34号)
  - (8) 五所川原市山村広場設置条例施行規則(平成17年五所川原市教育委員会規則第35号)

**附 則** (平成19年3月30日五所川原市教委規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則** (平成20年3月27日五所川原市教委規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。  
(五所川原市勤労者総合スポーツ施設設置条例施行規則の廃止)
- 2 五所川原市勤労者総合スポーツ施設設置条例施行規則(平成17年五所川原市規則第128号)は、廃止する。  
**附 則** (平成22年7月5日五所川原市教委規則第4号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
**附 則** (平成28年2月19日五所川原市教委規則第1号)  
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

#### 別表第1 (第2条関係)

五所川原市都市公園設置条例(平成17年五所川原市条例第178号)に規定する五所川原市都市公園(以下「都市公園」という。)内に公園施設として設置される体育施設

名称	休館日(休場日等を含む。)
五所川原市民体育館	(1) 毎週月曜日
五所川原市営球場	(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日(以下「休日」という。)の翌日(その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日) (3) 五所川原市民体育館にあっては12月28日から翌年の1月4日まで、五所川原市営球場及び五所川原市営庭球場にあっては12月から翌年の3月まで
五所川原市営庭球場	
五所川原市営ゲートボール場	
球技場	12月から翌年の3月まで
市民プール	9月から翌年の6月まで

都市公園以外に設置される体育施設

名称	休館日(休場日等を含む。)
五所川原市B & G海洋センター金木(プール)	(1) 毎週月曜日 (2) 休日の翌日(その日が月曜日又は休日に当

	たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日) (3) 10月から翌年の6月まで
五所川原市B & G海洋センター市浦 (体育館)	(1) 日曜日、土曜日及び休日 (2) 12月28日から翌年の1月4日まで
五所川原市B & G海洋センター市浦 (艇庫)	10月から翌年の5月まで
五所川原市嘉瀬スキー場	4月から11月まで
五所川原市金木運動公園	(1) 毎週月曜日 (2) 休日の翌日(その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日) (3) 11月から翌年の3月まで
五所川原市山村広場	12月から翌年の3月まで
五所川原市つがる克雪ドーム	(1) 毎週月曜日
五所川原市弓道場	(2) 休日の翌日(その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日)
五所川原市勤労者総合スポーツ施設	(3) 12月28日から翌年の1月4日まで
五所川原市金木相撲場	なし

## 別表第2 (第3条関係)

### 都市公園内に公園施設として設置される体育施設

名称	使用時間 (利用時間)
五所川原市民体育館	午前9時から午後9時まで
五所川原市営球場	午前9時から日没まで
五所川原市営庭球場	午前9時から午後9時まで
五所川原市営ゲートボール場	午前7時30分から日没まで
球技場	午前7時30分から日没まで
市民プール	午前9時から午後5時まで

### 都市公園以外に設置される体育施設

名称	使用時間 (利用時間)
五所川原市B & G海洋センター金木 (プール)	午前9時から午後5時まで
五所川原市B & G海洋センター市浦 (体育館)	
五所川原市B & G海洋センター市浦 (艇庫)	
五所川原市嘉瀬スキー場	(1) 月曜日から金曜日までは、午後6時から午後9時まで (2) 日曜日、土曜日、休日及び五所川原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(平成17年五所川原市教育委員会規則第9号)第3条第1項第5号に規定する冬季休業日は、午後1時から午後4時まで及び午後6時から午後9時まで
五所川原市金木運動公園	(1) 野球場 午前9時から日没まで (2) 庭球場 午前9時から午後9時まで (3) 多目的グラウンド 午前9時から日没まで (4) 管理事務所 午前9時から午後6時まで

五所川原市山村広場	午前9時から日没まで
五所川原市つがる克雪ドーム	午前9時から午後9時まで
五所川原市弓道場	午前9時から午後5時まで
五所川原市勤労者総合スポーツ施設	(1) 月曜日から土曜日までは、午前9時から午後9時まで (2) 日曜日及び休日は、午前9時から午後5時まで
五所川原市金木相撲場	午前7時30分から日没まで

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第5条関係)



議案第26号

五所川原市教育支援委員会専門員の決定について

次の者を五所川原市教育支援委員会専門員として決定したいので、教育委員会の同意を  
求める。

平成29年5月18日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

五所川原市教育支援委員会運営規則第3条第2項の規定により、五所川原市教育支援委  
員会専門員の決定について同意を求めるため提案するものである。

○五所川原市教育支援委員会運営規則

平成28年3月22日五所川原市教育委員会規則第2号

五所川原市教育支援委員会運営規則

五所川原市就学指導委員会の設置等に関する規則（平成20年五所川原市教育委員会規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この規則は、五所川原市附属機関に関する条例（平成17年五所川原市条例第24号。以下「条例」という。）の規定に基づき設置される五所川原市教育支援委員会（以下「教育支援委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

**第2条** 教育支援委員会は、教育委員会の求めに応じて、次に掲げる者について、適切な就学及び一貫した支援が行えるよう教育委員会に意見を申し述べるものとする。

（1）市が設置する小学校に入学する者及び市が設置する小学校若しくは中学校に転学し、又は在学する者のうち、障害があり、教育支援が必要と認められるものとして教育長に申出があったもの

（2）前号に掲げる者のほか、教育長が必要と認めるもの

（専門員）

**第3条** 教育支援委員会の審議のため、調査、検査、資料の収集等に当たるための教育支援委員会専門員（以下「専門員」という。）を置く。

2 専門員は、非常勤の特別職とし、教育委員会が委嘱する。

3 教育支援委員会の委員は、専門員を兼ねることができる。

（意見聴取）

**第4条** 教育支援委員会は、必要があると認めるときは、専門員、学校の校長又は教諭その他の関係者の意見を聴くことができる。

（庶務）

**第5条** 教育支援委員会の庶務は、教育委員会事務局指導課において処理する。

（委任）

**第6条** この規則に定めるもののほか、教育支援委員会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部改正）

2 五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第4号）第2条の表指導課の項第11号中「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改める。

議案第 27 号

五所川原市学校給食運営委員会委員の決定について

次の者を五所川原市学校給食運営委員会委員として決定したいので、教育委員会の同意を求める。

平成 29 年 5 月 18 日提出

五所川原市教育委員会教育長 長 尾 孝 紀

提案理由

五所川原市附属機関に関する条例別表中教育委員会に置かれる附属機関の規定により、五所川原市学校給食運営委員会委員の決定について同意を求めるため提案するものである。

○五所川原市附属機関に関する条例

平成17年3月28日五所川原市条例第24号

改正

- 平成17年9月30日五所川原市条例第213号
- 平成18年3月22日五所川原市条例第2号
- 平成19年3月16日五所川原市条例第10号
- 平成20年3月17日五所川原市条例第3号
- 平成20年6月16日五所川原市条例第25号
- 平成20年9月19日五所川原市条例第39号
- 平成20年12月24日五所川原市条例第45号
- 平成21年3月18日五所川原市条例第4号
- 平成21年9月24日五所川原市条例第35号
- 平成22年3月18日五所川原市条例第3号
- 平成22年9月27日五所川原市条例第24号
- 平成23年3月23日五所川原市条例第3号
- 平成24年3月16日五所川原市条例第2号
- 平成25年3月21日五所川原市条例第6号
- 平成25年6月17日五所川原市条例第24号
- 平成26年3月18日五所川原市条例第2号
- 平成27年3月25日五所川原市条例第3号
- 平成28年3月14日五所川原市条例第5号
- 平成29年3月21日五所川原市条例第4号

五所川原市附属機関に関する条例

～ 抜粋 ～

（条例で設置する附属機関の組織等）

**第2条** 市長その他の執行機関に別表に掲げる附属機関を設置し、当該附属機関において担当する事務、組織、委員等の構成、定数、任期等は、別表の当該各欄に掲げるとおりとする。

別表（第2条、第3条、第4条関係）

教育委員会に置かれる附属機関

名称	担当する事務	組織	委員の構成等	定数	任期	会長等及び副会長等の選任方法
五所川原市 遺跡整備検討委員会	市に所在する遺跡の整備検討	委員長 副委員長 委員	学識経験を有する者	20人以内	2年	委員の互選
五所川原市 いじめ問題 専門委員会	いじめ防止等のための対策、重大事態と認められるいじめの調査その他いじめに関する重要事項の調査審議に関すること。	会長 副会長 委員	法律、医療、教育、心理、福祉等に関して優れた識見を有する者	6人以内	2年	委員の互選
五所川原市 教育支援委員会	市内に住所を有する就学予定者及び市が設置する小学	委員長 副委員長 委員	医師、児童福祉施設の職員及び教職員	20人以内	1年	委員の互選

	校若しくは中学校に転学し、又は在学する者のうち障がいがある、又は疑われるものに係る教育的ニーズに応じた支援体制、教育内容等に関すること。		学識経験を有する者 関係行政機関の職員			
五所川原市 学校給食運 営委員会	学校給食に関する重要な事項を協議し、学校給食の運営について審議すること。	会長 副会長 委員	市立小中学校の教職員 市立小中学校PTA代表 学識経験を有する者 関係行政機関の職員 食品加工及び販売に関する団体の代表者	20人以内	1年	委員の互選